

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康増進事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、健康増進事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大和市長

公表日

令和4年12月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事務
②事務の概要	健康増進法の規定に則り、各健康診査、健康手帳の交付、健康相談、健康教育、訪問指導等を実施している。また国民健康保険特定保健指導についても、健康づくり推進課にて実施している。 医療健診課では、成人健診等の情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に取り扱う。 ①健康増進事業対象者の把握 ②寡婦(夫)控除みなし適用による検診費用の減免。
③システムの名称	健康管理システム(住民健診) 宛名システム 統合用宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一第76項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二第102項の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部医療健診課
②所属長の役職名	医療健診課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大和市役所総務部総務課 大和市下鶴間1-1-1 046-260-5334
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大和市役所健康福祉部医療健診課 大和市鶴間1-31-7 046-260-5662

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点
3. 重大事故	

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-------------------------------

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	I 関連情報	健康増進法の規定に則り	健康増進法の規定に則り、成人健診情報の管	事後	
平成28年6月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第76の項	番号法 第9条 第1項 別表第一 第76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条 大和市政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条 別表第1の5項	事後	
平成28年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課	大和市中鶴間1-1-1 大和市役所 総務部 総務課 046-260-5334	事後	
平成28年6月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問合せ 連絡先	総務部総務課	大和市鶴間1-31-7 大和市役所 健康づくり 推進課 046-260-5661	事後	
平成28年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
平成28年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月28日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月28日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年6月24日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	目代 雅彦	新比叡 明	事後	
令和1年6月4日	II しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月4日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	新比叡 明	健康づくり推進課長	事後	
令和1年6月4日	IVリスク対策	—	評価書の様式変更に伴い、記載項目を追加	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名の追加	①健康福祉部健康づくり推進課 ②健康づくり推進課長	①健康福祉部医療健診課 ②医療健診課長	事後	
令和4年4月11日	I 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取り扱いに関す る問い合わせ	046-260-5661	046-260-5662	事後	
令和4年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ トワークシステムによる情報連 携	実施しない	実施する	事後	
令和4年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象 人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和4年12月9日	IVリスク対策 1. 提出する特 定個人情報評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	